

横浜市 屋外広告物条例のてびき

屋外広告物の許可編



- P 1 はじめに
- P 3 適用除外（許可を受けなくても良い）広告物等
- P 5 広告物等を掲出できない地域（禁止地域等）
- P 8 広告物等の掲出が制限される物件（禁止物件等）
- P 8 広告物等の基準
- P 16 広告物等の表示又は設置の許可等について
- P 20 屋外広告物許可申請手数料及び許可期間
- P 20 申請等の窓口



横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることに努めています。

規制の対象となる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）は、建築物や工作物の外面を利用する看板、建築物の屋上に設置する屋上看板や壁面に設置する袖看板などの建築物から突出する形式の看板、広告塔・広告板、はり紙、はり札等、広告旗（のぼり旗）、立看板等、電柱・街灯柱、その他の支柱を利用する広告物等、消火栓標識及び停留所標識を利用する広告等、電車・自動車・船舶等の外面を利用する広告物等、アーチ、アドバルーンなどの屋外に表示又は設置するものです。

広告物等を表示又は設置するときは横浜市長の許可が必要です。

横浜市屋外広告物条例では、広告物等を表示又は設置してはいけない場所や物件、広告物等の基準（形状、規模、色調その他表示の方法及び設置の位置）などが定められており、広告物等を表示又は設置しようとするときは、横浜市長の許可が必要になりますので、事前にご確認の上、手続きをお願いします。

横浜市では、広告物等を①自家用屋外広告物（自己の名称や事業内容等をその事業を行っている店舗等やその敷地内に表示又は設置する広告物等）、②管理用屋外広告物（自己の管理する土地・物件に表示又は設置する管理上必要な広告物等）、③その他（①でも②でもない広告物等）に分けて規制をしています。

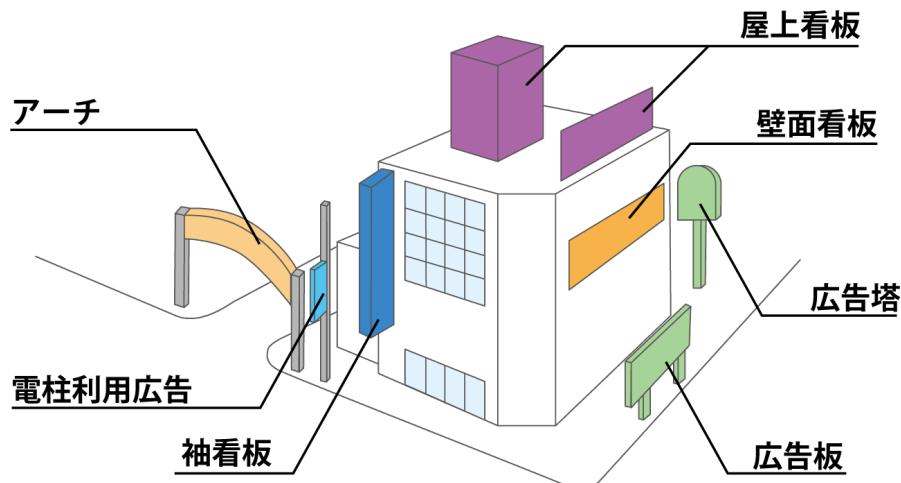
また、道路や道路の付属物（電柱、街灯柱、ガードレール等）、街路樹等に、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示又は設置する広告物等は、良好な景観を損なうだけでなく通行などの障害にもなりますので、公共的な目的又は公衆の利便に供する目的でどうしても必要な場合以外は、絶対に表示又は設置をしないでください。

横浜市内で屋外広告業を営む方は、横浜市に登録又は特例届出が必要です。

横浜市内で屋外広告業を営まれる方は横浜市に登録又は届出が必要です。詳しくは、「屋外広告物条例のてびき（屋外広告業の登録編）」をご覧ください。

罰則があります。

広告物等の許可を受けない、禁止事項を守らない、除却等の措置命令に応じない、屋外広告業の登録・届出を行わずに屋外広告業を営むなどの違反があったときは、罰則があります。



広告物等の表示又は設置をする場合

- 建築物や工作物の外面を利用する看板
- 建築物の屋上に設置する屋上看板や壁面に設置する袖看板などの建築物から突出する形式の看板
- 広告塔・広告板
- はり紙、はり札等
- 広告旗（のぼり旗）
- 立看板等
- 投影広告物
- 電柱・街灯柱その他の支柱を利用する広告物等
- 消火栓標識及びバス停留所標識を利用する広告等
- 電車・自動車・船舶の外面を利用する広告物等
- アーチを利用する広告物等
- アドバルーンなどの屋外に表示又は設置するもの



確認事項

広告物等の表示・設置が可能か基準等を確認

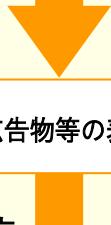


許可申請

- 広告物等を掲出できない地域及び広告物等の掲出が制限される物件ではないか（→P5）
- 広告物等の基準を守っているか（→P8）
- 設置・表示の工事を行う業者が、横浜市へ登録

又は特例届出をしているか（→屋外広告物条例のてびき[屋外広告業の登録編]）

- 必要書類の確認（→P16）
- 許可期間、手数料の確認（→P20）



許可（広告物等の表示・設置）

- 手数料の納付
- 許可書の発行

変更

変更等の許可申請
変更の届出

- 必要書類の確認（→P18）

除却等

除却等の届出

- 必要書類の確認（→P19）

広告物等の適正管理

継続して表示・設置する場合



許可期間満了



期間満了の10日以内に除却

適用除外(許可をうけなくても良い)広告物等



- 1 他の法令又は条例若しくは規則の規定により表示又は設置する広告物等※1（条例第12条第1項第1号）
- 2 人、動物又は車両（電車及び自動車を除く）に表示又は設置する広告物等※1（条例第12条第1項第2号）
- 3 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物等で次の全ての基準に適合するもの※1（条例第12条第1項第3号、規則第4条第1項）
 - 寄贈者名を表示する部分の表示面積は**0.5平方メートル以下**で、蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと
 - 広告物等の表示方向から見た場合の寄贈者名部分の投影面積は、同一方向から見た場合の当該施設等の投影面積の**20分の1以下**とすること
- 4 自家用屋外広告物で次の全ての基準に適合するもの※1（条例第12条第1項第4号、規則第4条第2項）
 - 全ての自家用屋外広告物の表示面積を合計して**10平方メートル以下**とすること（景観計画区域内で表示面積10平方メートル以下でも許可が必要なものは除く）
 - 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと
 - 禁止地域等（→P4）に表示し、又は設置するものは、点滅装置・映像装置（15秒以上静止した映像のみを表示するものは除く）を使用しないこと
 - 禁止地域等（→P4）に投影広告物を表示しないこと（15秒以上静止した映像のみを表示するものは除く）
- 5 管理用屋外広告物で次の全ての基準に適合するもの※1（条例第12条第1項第5号、規則第4条第3項）
 - 全ての管理用屋外広告物の表示面積を合計して**5平方メートル以下**で蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと
 - 映像装置を使用しないこと及び投影広告物を表示しないこと
 - 禁止地域等（→P4）にあっては、点滅装置を使用しないこと
- 6 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等（終了した日から7日以内に除却すること）※1（条例第12条第1項第6号、規則第4条第4項）
- 7 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示又は設置する広告物等で営利を目的としないもの※1（条例第12条第1項第7号）
- 8 官公署、学校、図書館、病院等の公共的施設の敷地内の案内板、掲示板又は当該施設の名称等を表示又は設置する広告物等でそれぞれの広告物等の基準に適合するもの※2（条例第12条第2項第1号）
- 9 営造物、施設、記念物等の由来等を説明する広告物等でそれぞれの広告物等の基準に適合するもの※2（条例第12条第2項第2号）
- 10 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示又は設置する広告物等で、それぞれの広告物等の基準に適合し、かつ景観を阻害しないと市長が認めるもの※2（条例第12条第2項第3号）
- 11 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事、催物等のために表示又は設置する広告物等でそれぞれの広告物等の基準に適合するもの※3（条例第12条第3項第1号）

12 営利を目的としない宣伝、集会、行事、催物等のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもので、次の全ての基準に適合するもの※3
(条例第12条第3項第2号、規則第4条第5項)

- 表示面積は**1平方メートル以下**で蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと
- はり紙及びはり札等は、同一のものを連続して表示し、又は設置しないこと
- 連絡先を記載すること
- 当該宣伝、集会、行事、催物等が終了した日から**7日以内に除却**すること

13 講演会、展覧会、音楽会等のため、当該施設の敷地内に表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもので、次の全ての基準に適合するもの※3
(条例第12条第3項第3号、規則第4条第6項)

- 表示面積は**1平方メートル以下**で蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと
- はり紙及びはり札等は、同一のものを連続して表示し、又は設置しないこと
- 開催される日前**7日以内**に表示、又は設置し、終了した日に除却すること

※1 禁止地域、禁止物件、基準の適用が除外され、許可をうけなくても良い広告物等

※2 禁止地域等、禁止物件の適用が除外され、許可をうけなくても良いが、基準には適合させなければならない広告物等

※3 禁止地域等の適用が除外され、許可をうけなくても良いが、禁止物件への掲出はできず、基準には適合させなければならない広告物等

広告物等を掲出できない地域(禁止地域等)



1 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域。ただし、次のいずれかに該当する場合で、許可を受けたときは、表示又は設置することができます。(条例第6条第1項第1号、第13条第2項、規則第6条第1項第1号才、第2号ア(ア))

- 電車、自動車（高速自動車国道・自動車専用道路を主な路線としているものを除く）又は船舶の外面を利用する広告物等
- 自家用屋外広告物（壁面看板（屋根又は屋上に直接表示するもの）及び屋上看板を除く）
- 管理用屋外広告物（壁面看板（屋根又は屋上に直接表示するもの）及び屋上看板を除く）
- 表示面積が1平方メートル以下の広告物等（壁面看板（屋根又は屋上に直接表示するもの）及び屋上看板を除く）

2 古墳、墓地及び火葬場（条例第6条第1項第7号）

3 文化財等に係る指定地域（条例第6条第1項第2号、第3号、第4号、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第1項）

※指定地域の詳細はHPをご覧ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/kintiiki-bukken/siteitiikeizu.html>)

文化財等の名称	文化財等の所在地又は範囲	指 定 地 域
三渓園	中区本牧三之谷 58番1号	三渓園の敷地
関家住宅	都筑区勝田町1,220番地	建造物の敷地及びその周囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館 (現・神奈川県立歴史博物館)	中区南仲通5番60号	建造物の周囲30メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町1番6号	建造物の周囲40メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町16番地	建造物の周囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社 第2号船渠(ドック)	西区みなとみらい2丁目2番1号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社 第1号船渠(ドック)	西区みなとみらい2丁目7番10号	建造物の敷地
氷川丸	中区山下公園地先	船舶の周囲50メートルの範囲内の地域

4 道路・鉄道に係る指定地域（条例第6条第1項第5号、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第2項）

※指定地域の詳細はHPをご覧ください。

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/kintiiki-bukken/siteitikizu.html>）

道路、鉄道等の名称	指 定 地 域	
	道路等の区域	道路等に接続する地域
国道466号線 (第3京浜道路)	横浜市内の区域	
高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)	横浜市内の区域	
国道1号(横浜新道)	保土ヶ谷区常盤台41番地先から戸塚区上矢部町3,053番の3地先までの区域	道路の中心線から水平距離 500メートル以内
国道16号(保土ヶ谷バイパス・大和バイパス)	町田市側市境から保土ヶ谷区狩場町までの区域	
国道16号 (横浜横須賀道路)	保土ヶ谷区狩場町から逗子市側市境まで及び金沢区釜利谷町から金沢区並木三丁目2番地の7地先までの区域	
県道高速横浜羽田空港線 (高速神奈川1号横羽線)	中区本牧ふ頭から川崎市側市境までの区域	
県道高速湾岸線 (高速湾岸線)	金沢区並木三丁目2番地の7地先から川崎市側市境までの区域	
市道高速湾岸線(高速湾岸線・高速神奈川5号大黒線)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 50メートル以内(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る)
市道高速1号線(高速神奈川2号三ツ沢線)	横浜市内の区域	
市道高速2号線(高速神奈川3号狩場線)	横浜市内の区域	
市道高速神奈川7号横浜北線	横浜市内の区域	
高速横浜環状北西線	横浜市内の区域	
東海道新幹線	横浜市内の区域	鉄道の中心線から500メートル以内

ただし、次のいずれかに該当する場合は表示又は設置することができます（条例第13条第3項、第4項、規則第4条の2）。

- 商業地域内に表示し、又は設置する広告物等
- 自家用屋外広告物及び管理用屋外広告物（点滅装置及び映像装置【15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く】を使用しないもの並びに投影広告物【15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く】でないことに限る）
- 表示面積が1平方メートル以下の広告物等（点滅装置及び映像装置【15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く】を使用しないもの並びに投影広告物【15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く】でないことに限る）
- 当該道路及び鉄道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認める広告物等

5 河川・海岸に係る指定地域（条例第6条第1項第6号、第13条第3項、規則第4条の2、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第3項）

- 河川法の適用される河川（新横浜公園の区域を除く）
- 金沢区海の公園、柴町の一部、寺前二丁目の一部及び福浦三丁目。

※指定地域の詳細はHPをご覧ください。

（https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001707.html）

※ただし、自家用屋外広告物及び管理用屋外広告物（点滅装置及び映像装置【15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く】を使用しないもの並びに投影広告物【15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く】でないことに限る）

広告物等の掲出が制限される物件(禁止物件)



1 すべての広告物等を禁止するもの（条例第7条第1項）

- 橋りょう、トンネル、高架構造物、道路の分離帯
- 街路樹、路傍樹、道路の植樹帯
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 景観重要樹木、景観重要建造物
- 信号機、道路上の柵(さく)、駒(こま)止、街灯、道路標識、道路元標、里程標、道路情報管理施設その他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知機、指定消防水利標識及び防火水槽標識
- 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、公衆便所、道路上に設置する変圧器・配電器その他これらに類するもの
- 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの
- 煙突、ガスタンク、給水タンク、貯水タンクその他これらに類するもの
- 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 地下道その他これに類するものの出入口の上屋で道路上に設置されるもの

2 はり紙・はり札等・広告旗・立看板等の表示又は設置を制限するもの（条例第7条第2項）

- 電柱・街灯柱その他の支柱
- 消火栓標識
- バス停留所の標識・上屋
- アーチ

3 道路の路面には広告物の表示を禁止（条例第7条第3項）

広告物等の基準

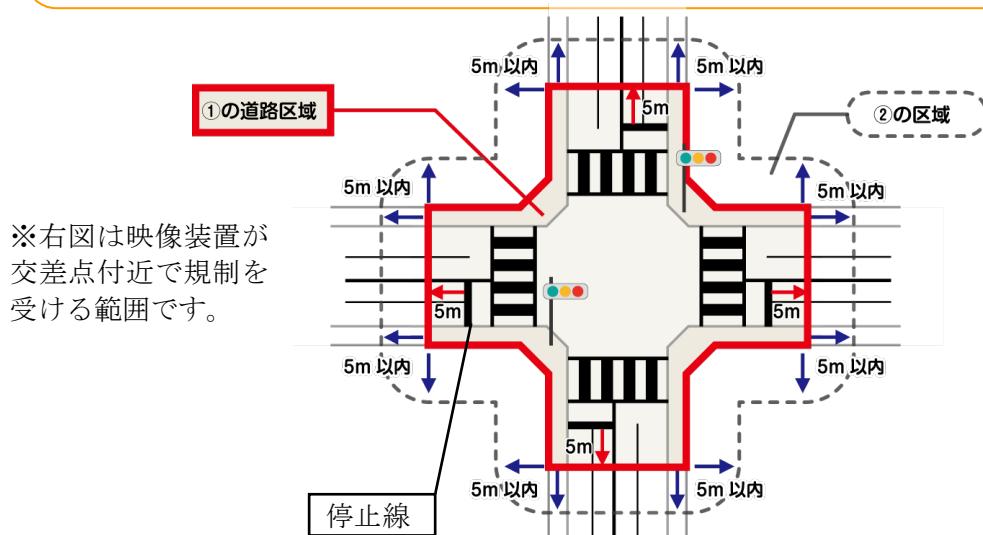


1 一般の基準（条例第8条、条例第16条第1項、規則第6条第1項第11号）

- 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのないこと
- 腐朽・腐食・破損しやすい材料を使用しないこと
- 構造又は設置の方法が危険でないこと
- 風圧、地震その他の振動又は衝撃により容易に破損し、落下するおそれのないこと
- 道路交通及び海上交通の安全を阻害しないこと
- 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと

2 照明装置・映像装置等の使用基準（条例第16条第1項、規則第6条第1項第1号力、キ、ク）

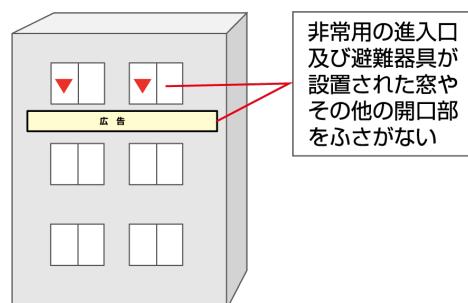
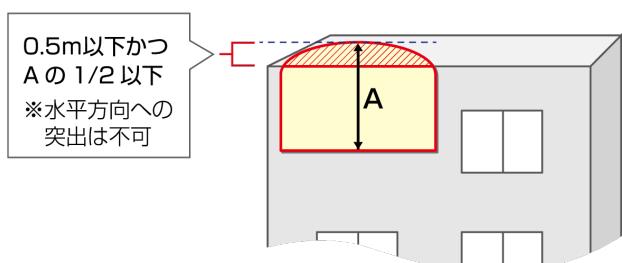
- 市街化調整区域・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域内にあっては、点滅装置、映像装置(15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く)その他これらに類するものを使用しないこと
- 点滅装置を使用する広告物等にあっては、当該点滅装置の点滅の速度を緩やかなものとすること
- 建築物その他の工作物の外面を利用する広告物等・建築物から突出する形式の広告物等・広告塔・広告板にあっては、次の区域内に映像装置を表示又は設置しないこと
 - ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む）
 - ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域



3 建築物その他の工作物の外面を利用するもの（壁面看板等）（条例第16条第1項、規則第6条第1号）

- 広告物等を表示し、又は設置する壁面における当該広告物の表示面積（映像の場合は、映像表示面積に4を乗じて得た面積）の合計が**当該壁面の面積の10分の3以下**とすること
【 $\text{映像表示面積} \times 4 \leq \text{当該壁面面積} \times 3/10$ 】
- 広告物等を表示し、又は設置する外面から突出しないこと（上端からの突出部分が0.5メートル以下かつ当該広告物等の縦の長さの2分の1以下の場合を除く）
- 非常用の進入口及び避難器具が設置された窓その他の開口部をふさがないこと
- **はり紙・はり札等**の面積は、**1平方メートル以下**で同一のものを連続して表示しないこと
- 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域内では、建築物の屋根又は屋上に直接表示しないこと

上端からの突出可能高さ



4 建築物から突出するもの（袖看板・屋上看板等）

【屋上看板】（条例第16条第1項、規則第6条第2号ア）

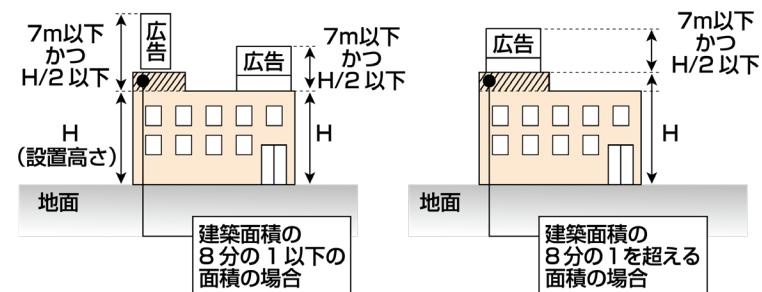
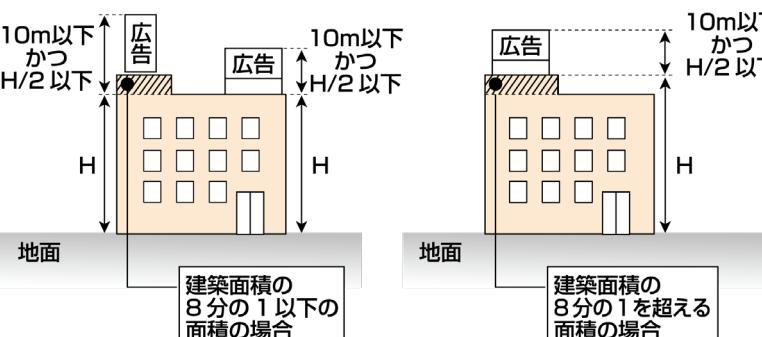
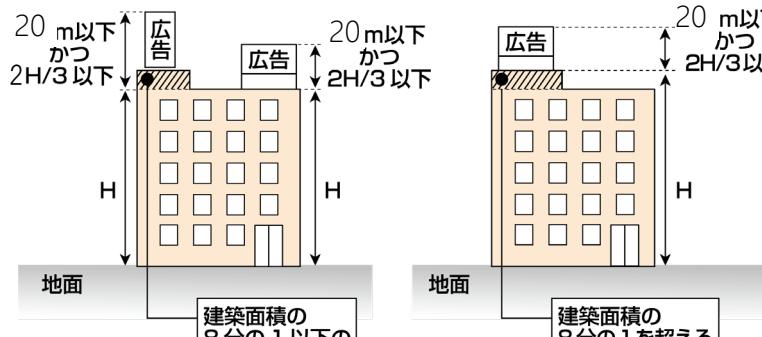
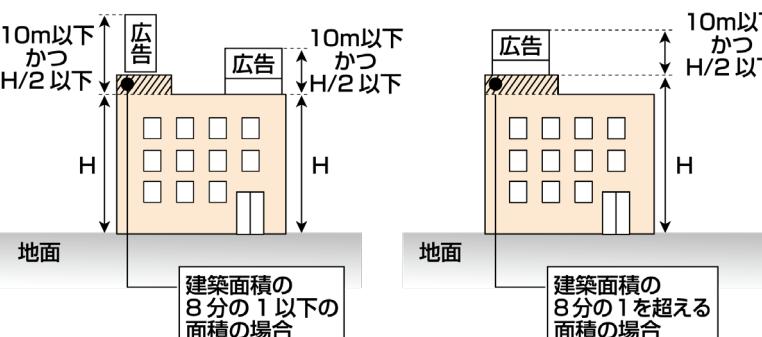
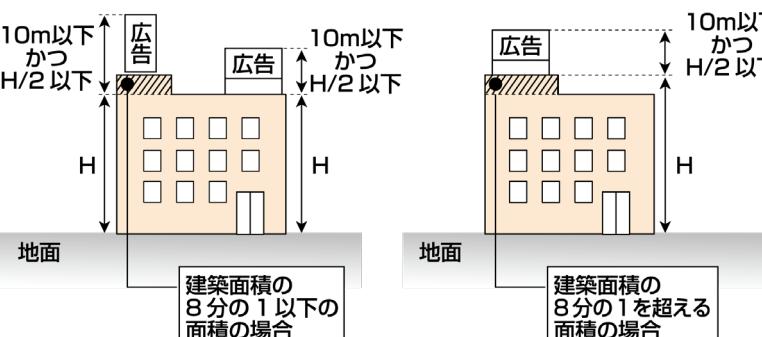
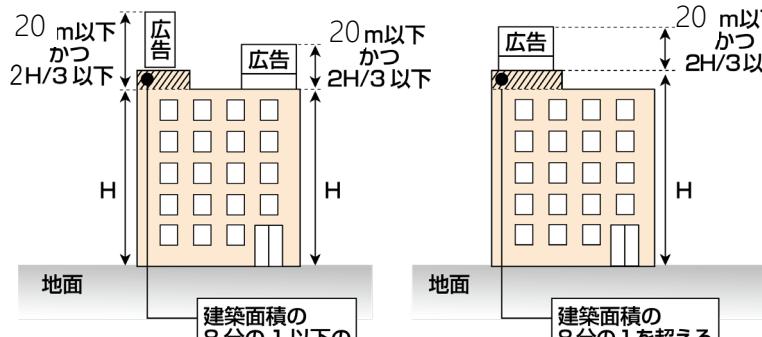
- 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域には表示し、設置しないこと
- 建築物の横からはみ出さないこと（板面、枠、柱、基礎、照明装置等の掲出物件を含む）
- 次の表の基準に適合すること

次の表中、「設置高さ」とは地面から広告物等の下端までの高さをいう。

次の表中、「高さ」とは広告物等（板面、枠、柱、基礎、照明装置等の掲出物件を含む）の高さをいう。ただし、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分で、当該部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下であるものに表示し、又は設置する広告物等にあっては、当該部分の高さを含む。

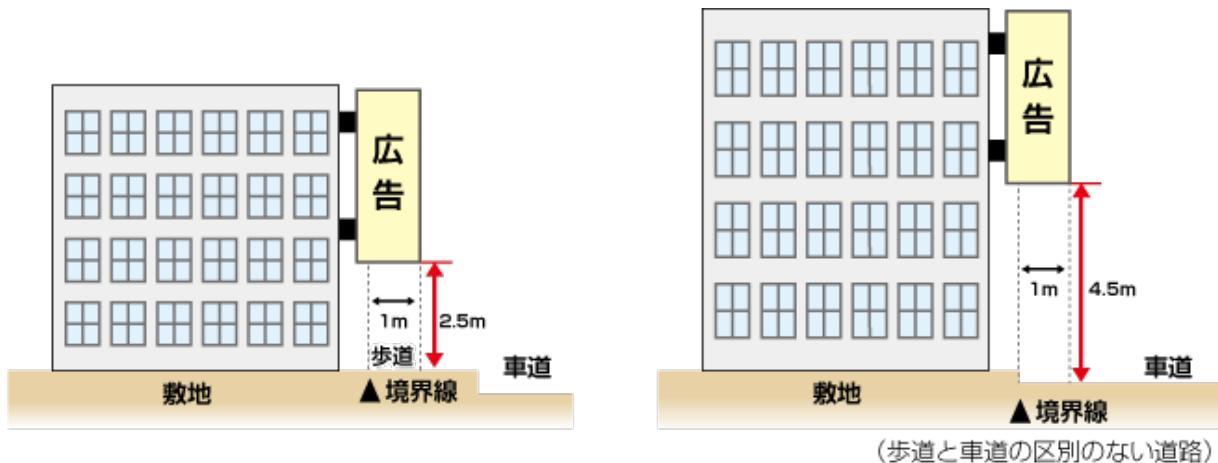
また、映像の場合は映像表示面積に4を乗じて得た面積を「表示面積」とする（「他の地域」は除く）。

(1基あたりの基準)

市街化調整区域 第一種中高層住居専用地域 高さ: 7メートル以下 かつ 設置高さの2分の1以下 表示面積: 50平方メートル以下	
第二種中高層住居専用地域 高さ: 7メートル以下 かつ 設置高さの2分の1以下 表示面積: 100平方メートル以下	
第一種住居地域 高さ: 10メートル以下 かつ 設置高さの2分の1以下 表示面積: 100平方メートル以下	
第二種住居地域 高さ: 10メートル以下 かつ 設置高さの2分の1以下 表示面積: 150平方メートル以下	
準住居地域 高さ: 10メートル以下 かつ 設置高さの2分の1以下 表示面積: 200平方メートル以下	
その他の地域 高さ: 20メートル以下 かつ 設置高さの3分の2以下 表示面積: 映像表示部分の面積は 100平方メートル以下	

【屋上看板以外のもの（袖看板・その他）】（条例第16条第1項、規則第6条第2号イ）

- 1基当たり表示面積（映像表示の場合、映像表示面積に4を乗じて得た面積）は **50平方メートル以下**とすること
- 広告物等の上端は、建築物の外面の上端から**突出しない**こと
- 道路上に突出する場合は、道路との境界線から当該広告物等の先端までの水平距離は、1メートル以下とし、下端までの高さは、歩道の場合、2.5メートル以上、車道（歩道と車道の区別のない道路を含む）の場合 4.5メートル以上とすること



5 広告塔・広告板

【バス停留所の上屋に添加する広告】（条例第16条第1項、規則第6条第5号ア）

- 1面当たりの表示面積は、**3平方メートル以下**とすること

【上記以外の広告塔・広告板】（条例第16条第1項、規則第6条第5号イ）

- 地上に設置すること
- 相互間距離は、1メートル以上とすること（自家用屋外広告物・管理用屋外広告物を除く）。ただし、1メートル未満の範囲内の他の広告塔等の表示面積との合計がその地区における表示面積の上限を超えない場合はこの限りでない
- 映像の場合は映像表示面積に4を乗じて得た面積を「表示面積」とする

(1基あたりの基準)

市街化調整区域 第一種・第二種 低層住居専用地域 第一種・第二種 中高層住居専用地域	第一種・第二種住居地域 準住居地域	その他の地域
高さ:10メートル以下 表示面積:25平方メートル以下	高さ:13メートル以下 表示面積:50平方メートル以下	高さ:15メートル以下 表示面積:75平方メートル以下

1m以上

10m以下

13m以下

15m以下

1m以上

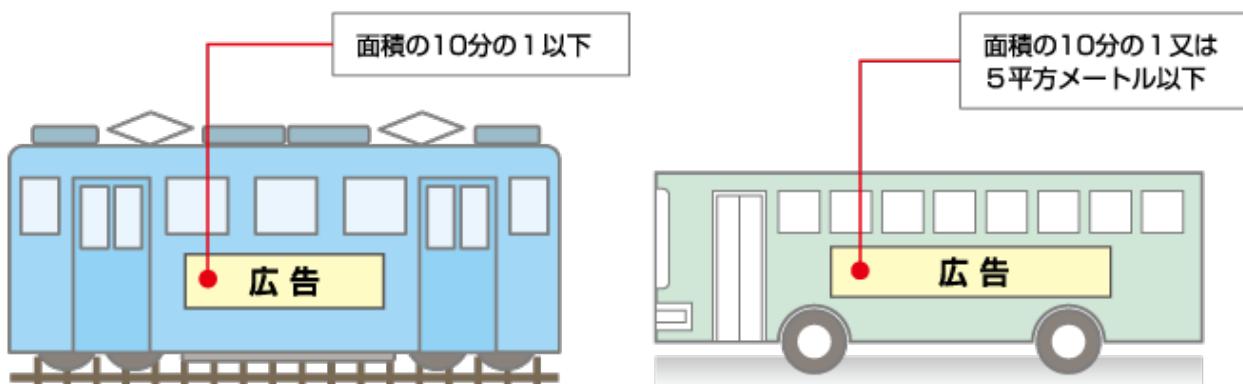
地面

地面

地面

6 電車・自動車(広告宣伝用自動車として登録された自動車を除く)・船舶の外面を利用するもの (条例第16条第1項、規則第6条第8号)

電車の外面を利用する場合	当該電車の車両の一の外面に表示する広告物等の表示面積の合計を当該外面の面積の 10分の1以下 とすること
自動車(乗合自動車(定期路線の乗合自動車に限る)を除く)又は船舶の外面を利用する場合	表示面積の合計は、当該自動車又は船舶の外面(底面及び船舶の最も浅い喫水となる状態における喫水線下の外面を除く)の面積の合計の 10分の1又は5平方メートル以下 とすること ※自動車は、点滅装置及び映像装置並びに蛍光、発光及び反射を伴う材料を使用しないこと
乗合自動車(定期路線の乗合自動車に限る)の外面を利用する場合	表示面積の合計は、当該乗合自動車の外面(前面及び底面を除く)の面積の合計の 10分の1又は5平方メートル以下 とし、車体の前面には広告物を表示しないこと ※点滅装置及び映像装置並びに蛍光、発光及び反射を伴う材料を使用しないこと



※面積の基準は、行先表示など他の広告物等と合計して基準以下にする必要があります。
※広告宣伝用自動車については上記の基準は適用されませんが、許可は他の広告物と同様に受ける必要があります。
※上記規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、この限りではありません。

7 広告旗(のぼり旗)(条例第16条第1項、規則第6条第3号)

1面当たりの表示面積は、**2平方メートル以下**とすること

8 立看板等(条例第16条第1項、規則第6条第4号)

- 1面当たりの表示面積は、**2平方メートル以下**とすること
- 縦の長さは、**2メートル以下**とすること

9 アーチを利用する広告物等(条例第16条第1項、規則第6条第7号)

道路上に突出する広告物等にあっては、路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道にあっては**2.5メートル以上**、車道にあっては**4.5メートル以上**とすること

10 アドバルーン（条例第16条第1項、規則第6条第9号）

1基当たり表示面積は **25平方メートル以下** とすること

11 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等

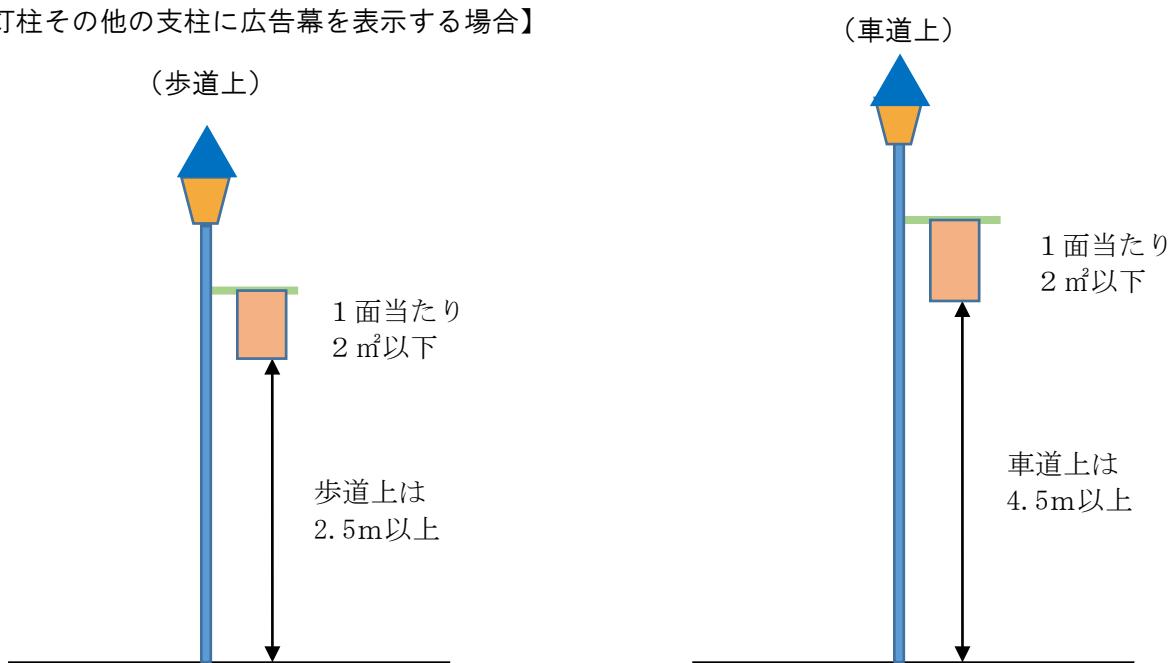
【電柱を利用する広告物等】（条例第16条第1項、規則第6条第6号ア）

- 電柱に直接表示しないこと
- 一の電柱について、巻き付ける広告物等とそれ以外の電柱を利用する広告物等の数は、それぞれ1枚以下とし、その位置及び規格を統一すること
- 巷き付ける広告物等の高さは **1.2メートルから3メートルまで** とすること
- 巷き付けるもの以外の広告物等の縦の長さは **1.2メートル以下**、横の長さは **0.5メートル以下** とし、電柱から当該広告物等の先端までの水平距離は **0.6メートル以下** とすること
- 道路上に突出するものは、道路の中心の反対側に設置すること
- 道路上に突出する広告物等にあっては、路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道にあっては **2.5メートル以上**、車道にあっては **4.5メートル以上** とすること

【街灯柱その他の支柱を利用する広告物等】（条例第16条第1項、規則第6条第6号イ）

- 街灯柱その他の支柱に直接表示しないこと（ただし、当該街灯柱等の所有者又は管理する者の商号、名称、氏名等を表示する場合は除く）
- 巷き付ける広告物等の高さは **1.2メートルから3メートルまで** とすること
- 巷き付けるもの以外の広告物等で、広告幕の場合は、1面当たりの表示面積は、**2平方メートル以下** とすること
- 巷き付けるもの以外の広告物等で、広告幕以外の場合は、縦の長さは **1.2メートル以下**、横の長さは **0.5メートル以下** とし、街灯柱等から当該広告物等の先端までの水平距離は **0.6メートル以下** とすること
- 道路上に突出する広告物等にあっては、路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道にあっては **2.5メートル以上**、車道にあっては **4.5メートル以上** とすること

【街灯柱その他の支柱に広告幕を表示する場合】



【消火栓標識を利用する広告物等】（条例第16条第1項、規則第6条第6号ウ）

- 縦の長さは**0.4メートル以下**、横の長さは**0.8メートル以下**とすること
- 道路上に突出する広告物等にあっては、路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道にあっては**2.5メートル以上**、車道にあっては**4.5メートル以上**とすること

【バス停留所の標識を利用する広告物等】（条例第16条第1項、規則第6条第6号エ）

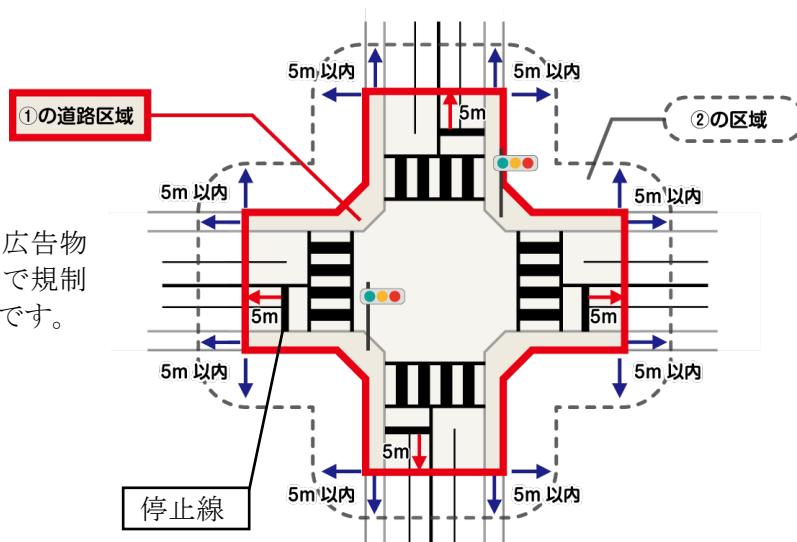
- 一のバス停留所の標識を利用する広告物等の表示面積の合計は、当該標識の表示面積の2分の1以下とすること

12 投影広告物（条例第16条第1項、規則第6条第10号）

【共通基準】

- 市街化調整区域・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域内に表示しないこと(15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く)
- 次の区域内に映像装置を表示又は設置しないこと
 - ① 信号機のある4車線以上の道路の交差点の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路区域（歩道を含む）
 - ② ①の道路区域から水平距離5メートル以内の区域

※右図は投影広告物が交差点付近で規制を受ける範囲です。



【建築物その他の工作物の外面を利用する投影広告物】

- 投影広告物を表示する壁面における当該投影広告物の表示する面積に4を乗じた面積の合計（壁面看板がある場合は、当該壁面看板の面積も含む）が**当該壁面の面積の10分の3以下**とすること
- 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域内では、建築物の屋根又は屋上に直接表示しないこと

【屋上看板に対し表示する投影広告物】

- 投影広告物を表示する屋上看板が 10 頁目の基準に適合していること
- 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域には表示しないこと
- 投影広告物を表示する面積に 4 を乗じた面積（屋上看板の表示面積も含む）が、次の用途地域の区分ごとの面積以下とすること

市街化調整区域 第一種中高層住居専用地域	表示面積:50 平方メートル以下
第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	表示面積:100 平方メートル以下
第二種住居地域	表示面積:150 平方メートル以下
準住居地域	表示面積:200 平方メートル以下
その他の地域	表示面積:100 平方メートル以下(映像装置がある場合は、その表示面積を含む)

【袖看板に対し表示する投影広告物】

- 投影広告物を表示する袖看板が 11 頁目の基準に適合していること
- 投影広告物を表示する面積に 4 を乗じた面積（袖看板の表示面積も含む）は、**50 平方メートル以下**とすること

【広告塔・広告板に対し表示する投影広告物】

- 投影広告物を表示する広告塔・広告板が 11 頁目の基準に適合していること
- 投影広告物を表示する面積に 4 を乗じた面積（広告塔・広告板の表示面積も含む）が、次の用途地域の区分ごとの面積以下とすること

市街化調整区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	表示面積:25 平方メートル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	表示面積:50 平方メートル以下
その他の地域	表示面積:75 平方メートル以下

広告物等の表示又は設置の許可等について



1 新規に広告物等を表示又は設置しようとする場合

広告物等の表示又は設置をしようとするときは、事前に市長の許可が必要です。申請を受け付けてから、許可されるまでの標準処理期間は 15 日間となっていますので、広告物等を表示又は設置しようとする日の **30 日前まで**には許可申請を行ってください。新設の許可申請については、窓口又は郵送での受付になります。

※令和4年4月1日以降の申請から、一定規模以上の広告物等については、日常的な補修・管理を実際に行う維持管理主任者（有資格者）を置く必要があります。詳細は次の HP をご確認ください。

（https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaite_tsuzuki/202110050900.html）

【必要書類】

- 1 屋外広告物許可申請書（第1号様式）
- 2 委任状 申請について委任を受けた場合
- 3 案内図 設置場所の現場案内図
- 4 iマッピー インターネットで「iマッピー」と検索し、広告物の設置場所をクリックすると旗が立ちますので、縮尺 1/10000 を印刷してください（申請前3箇月以内のもの）。
- 5 広告物一覧表 申請する広告物のサイズなどを記載した一覧（ホームページの様式（エクセル）をご活用ください。）
- 6 配置図 敷地・建築物等に申請物件の位置を表示（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 7 立面図 広告物等や建物の寸法（広告物一覧表の広告物番号を記入）
(申請物件の設置高さ並びに広告物等の高さ及び幅を表示し、路上に突出している場合はその出幅、既存建築物等の側面又は、上部に設置する場合はその建築物等を含めた高さ並びにその他必要な各部の寸法を表示してください)
- 8 色彩図 表示内容が分かるもの（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 9 承諾書 他人の土地又は建築物を借りて申請物件を設置しようとする場合（第三者広告の場合のみ）
- 10 その他 必要に応じて、上記以外の書類も提出して頂くこともあります。
(申請物件の周囲の他の広告物等の位置・面積等を明示した書類や、維持管理主任者を設置する場合は、その者が有する資格を証する書類など)
- 11 返信用封筒 返信先を明記し、以下の金額の切手を貼付したもの
※定形外（角2封筒）の場合：140円切手（原則、1件の申請書に対して返信用封筒を1通ご用意ください。）

2 継続して広告物等を表示又は設置しようとする場合

許可期間の満了日後も継続して、広告物等を表示又は設置しようとするときは、継続の許可が必要になります。許可期間の満了日の **30日前まで** に継続の許可申請を行ってください。継続の許可申請については、窓口又は郵送での受付になります。

※令和4年4月1日申請以降から、一定規模以上の広告物等については、有資格者による点検が必要となります。詳細は次のHPをご確認ください。

(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaite_tsuzuki/202110050900.html)

【必要書類】

- 1 屋外広告物許可申請書（第1号様式）
- 2 委任状 …… 申請について委任を受けた場合
- 3 iマッピー …… インターネットで「iマッピー」と検索し、設置場所を印刷してください（申請前3箇月以内のもの）。
- 4 広告物一覧表 …… 申請する広告物のサイズなどを記載した一覧（ホームページの様式（エクセル）をご活用ください。）
- 5 点検報告書 …… 申請前3箇月以内に点検したもの
- 6 遠景写真 …… 広告物等の現況を示す写真（カラーで申請前3箇月以内に撮影したもの）
- 7 近景写真 …… 広告物等の現況を示す写真（カラーで申請前3箇月以内に撮影したもの）
- 8 工作物検査済証の写し… 高さ4mを超える工作物の場合
- 9 その他 …… （申請物件の周囲の他の広告物等の位置・面積等を明示した書類や、有資格者による点検を行った場合は、その者が有する資格を証する書類など）
- 10 返信用封筒 …… 返信先を明記し、以下の金額の切手を貼付したもの

※定形外（角2封筒）の場合：140円切手（原則、1件の申請書に対して返信用封筒を1通ご用意ください。）

3 許可を受けた後の変更等の許可申請及び届出

許可を受けた広告物等について変更がある場合は、広告物等を表示又は設置する前に変更の許可が必要になります。ただし、次の場合は軽微な変更・改造となりますので、許可申請ではなく、事前に届け出てください。また、広告主等の氏名等に変更があった場合も後日、届出が必要です。

※令和4年4月1日以降の申請から、一定規模以上の広告物等については、日常的な補修・管理を実際に行う維持管理主任者（有資格者）を置く必要があります。詳細は次のHPをご確認ください。

（https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaite_tsuzuki/202110050900.html）

軽微な変更・改造となる場合

- 広告物の意匠以外の変更を伴わない表示内容の変更
- 広告物等の修繕塗装等で広告物等の形状の変更を伴わないもの
- 広告物等の一部の除却

【必要書類（変更の許可申請）】

- 1 屋外広告物許可申請書（第1号様式）
- 2 委任状 申請について委任を受けた場合
- 3 iマッピー インターネットで「iマッピー」と検索し、設置場所を印刷してください（申請前3箇月以内のもの）。
- 4 広告物一覧表 申請する広告物のサイズなどを記載した一覧（ホームページの様式（エクセル）をご活用ください。）
- 5 写 真 広告物等の現況を示す写真（カラーで申請前3箇月以内に撮影したもの）
- 6 配置図 敷地・建築物等に申請物件の位置を表示（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 7 立面図 広告物等や建物の寸法（広告物一覧表の広告物番号を記入）
(申請物件の設置高さ並びに広告物等の高さ及び幅を表示し、路上に突出している場合はその出幅、既存建築物等の側面又は、上部に設置する場合はその建築物等を含めた高さ並びにその他必要な各部の寸法を表示してください)
- 8 色彩図 表示内容が分かるもの（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 9 その他 必要に応じて、上記以外の書類も提出して頂くこともあります。
(申請物件の周囲の他の広告物等の位置・面積等を明示した書類や、維持管理主任者を設置する場合は、その者が有する資格を証する書類など)
- 10 返信用封筒 返信先を明記し、以下の金額の切手を貼付したもの
※定形外（角2封筒）の場合：140円切手（原則、1件の申請書に対して返信用封筒を1通ご用意ください。）

【必要書類（広告物等の変更の届出）】

- 1 屋外広告物変更届出書（第3号様式）
- 2 広告物一覧表 申請する広告物のサイズなどを記載した一覧（ホームページの様式（エクセル）をご活用ください。）
- 3 写 真 広告物等の現況を示す写真（カラーで届出前3箇月以内に撮影したもの）
- 4 配置図 敷地・建築物等に届出物件の位置を表示（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 5 立面図 広告物等や建物の寸法（広告物一覧表の広告物番号を記入）
(申請物件の設置高さ並びに広告物等の高さ及び幅を表示し、路上に突出している場合はその出幅、既存建築物等の側面又は、上部に設置する場合はその建築物等を含めた高さ並びにその他必要な各部の寸法を表示してください)
- 6 色彩図 表示内容が分かるもの（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 7 その他 必要に応じて、上記以外の書類も提出して頂くこともあります。

【必要書類（申請者・管理者・維持管理主任者の変更の届出）】

屋外広告物（表示者・設置者・管理者・維持管理主任者）変更届出書（第4号様式）

※新たな維持管理主任者を設置する場合は、その者が有する資格を証する書類を添付してください。

4 除却等の届出

広告物等を除却（滅失）した場合は、除却した後の写真を添付し、屋外広告物除却（滅失）届出書（第5号様式）を提出してください。

申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

横浜市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>都市整備>屋外広告物について>

屋外広告物の申請及び届出の手続き>申請及び届出の提出書類について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/shinseisyorui.html>

屋外広告物許可申請手数料及び許可期間



(平成 23 年 10 月 1 日施行)

広告物等の種類		単位	金額	許可期間
建築物その他の工作物の外面を利用するもの (はり紙及びはり札等を除く)	照明装置のあるもの	1 基 (表示面積 5 平方メートルを超えるものにあっては、表示面積 5 平方メートルまでごとに)	2,400 円	
建築物から突出する形式のもの 広告塔及び広告板	照明装置のないもの	1 基 (表示面積 5 平方メートルを超えるものにあっては、表示面積 5 平方メートルまでごとに)	1,500 円	
電車、自動車又は船舶の外面を利用するもの		1 台	1,500 円	
電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識を利用するもの(広告幕を除く)		1 枚	150 円	
アーチを利用するもの	照明装置のあるもの	1 基	9,000 円	3 年以下
	照明装置のないもの	1 基	6,000 円	
バス停留所の標識を利用するもの	照明装置のあるもの	1 基	1,200 円	
	照明装置のないもの	1 基	750 円	
はり札等		1 枚	50 円	
広告幕		1 張	200 円	
立看板等		1 基	100 円	
はり紙		100 枚までごとに	500 円	
広告旗		1 張	200 円	
アドバルーン		1 個	1,000 円	
投影広告物	表示面積 5 平方メートルまでごとに		2,400 円	

申請等の窓口



屋外広告物の申請	都市整備局 景観調整課
工作物の申請(高さ 4 メートルを越えるもの)	建築局 建築指導課
道路占用の申請(道路占用をするもの)	各土木事務所(市道) 国土交通省 各国道事務所(国道)
道路使用の申請(道路使用をするもの)	各所轄警察署
街づくり協議、建築協定、地域まちづくりプラン、 地域まちづくりルール(該当地区の場合)	都市整備局 各担当課
都市景観協議の申出(該当地区の場合)	都市整備局 各担当課 港湾局 整備推進課

各区土木事務所

名称	所在地	電話番号
青葉土木事務所	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31-1	045(971)2300
旭土木事務所	〒241-0032 旭区今宿東町 1555	045(953)8801
泉土木事務所	〒245-0024 泉区和泉中央北 5-1-2	045(800)2532
磯子土木事務所	〒235-0016 磯子区磯子 3-14-45	045(761)0081
神奈川土木事務所	〒221-0801 神奈川区神大寺 2-28-22	045(491)3363
金沢土木事務所	〒236-0014 金沢区寺前 1-9-26	045(781)2511
港南土木事務所	〒233-0004 港南区港南中央通 10-1	045(843)3711
港北土木事務所	〒222-0031 港北区大倉山 7-39-1	045(531)7361
栄土木事務所	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷 1-6-1	045(895)1411
瀬谷土木事務所	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 153-7	045(364)1105
都筑土木事務所	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045(942)0606
鶴見土木事務所	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-28-1	045(510)1669
戸塚土木事務所	〒244-0003 戸塚区戸塚町 2974-1	045(881)1621
中土木事務所	〒231-0023 中区山下町 246	045(641)7681
西土木事務所	〒220-0055 西区浜松町 12-6	045(242)1313
保土ヶ谷土木事務所	〒240-0005 保土ヶ谷区神戸町 61	045(331)4445
緑土木事務所	〒226-0025 緑区十日市場町 876-13	045(981)2100
南土木事務所	〒232-0024 南区浦舟町 2-33	045(341)1106

【建築局 建築指導課（工作物の申請）】

〒231-0005 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 25 階 TEL045(671)4531

【建築局 都市計画課（用途地域の問合せ）】

〒231-0005 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 25 階 TEL045(671)3510

【環境創造局 大気・音環境課（騒音の規制、光害に関する問合せ）】

〒231-0005 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 27 階 TEL045(671)2485

«他法令等による制限»次の場所への設置は、必ず担当部署へお問い合わせください。

○市街地環境設計制度を適用した敷地（公開空地等）

問合せ先：建築局市街地建築課

TEL045(671)4525 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 25 階

○農地

問合せ先：北部農政事務所（所管区：鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑）

TEL045(948)2480 都筑区茅ヶ崎中央 32-1（都筑区総合庁舎内）

南部農政事務所（所管区：西、中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷）

TEL045(866)8491 戸塚区戸塚町 16-17（戸塚区総合庁舎内）

この「てびき」は、横浜市屋外広告物条例及び関係規定の概略を説明したものです。詳しい内容については、条文等を確認して下さい。

- ・**横浜市屋外広告物条例**
- ・**横浜市屋外広告物条例施行規則**
- ・**告示**
(横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域)
- ・**横浜市屋外広告物条例及び同解説**

横浜市 都市整備局 景観調整課（屋外広告物担当）

令和4年10月7日 発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (29階)

電話 045-671-2648

FAX 045-550-4935

E-mail tb-okugai@city.yokohama.jp

H P 横浜市トップページ>事業者向け情報>

分野別メニュー>都市整備>屋外広告物について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/>